

# 小樽市飲食店応援クーポンを販売します

## 販売期間

令和2年7月5日(日)～9日(木)の5日間

●販売会場：小樽経済センター7階ホール(稲穂2丁目22-1)  
※完売次第終了します。

●販売時間：9:30～16:00

●使用期間：令和2年7月5日(日)～令和2年9月30日(水)

●販売額：4,000円 1冊11枚綴り(500円×11枚 5,500円分)

※1人につき最大5冊まで購入できます

※販売総数 15,000冊

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします

# 飲食店応援クーポン

## 登録店募集



新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている飲食店の事業継続を支えるため小樽市飲食店応援クーポン事業を実施します。

つきましては、同クーポンを使用できる店舗を次のとおり募集します。

### ■小樽市飲食店応援クーポンの概要

- 販売期間：令和2年7月5日(日)～令和2年9月30日(水) 完売次第終了します。
- 使用期間：令和2年7月5日(日)～令和2年9月30日(水)
- 販売額：4,000円  
1冊11枚綴り(500円券11枚)  
※1人につき最大5冊まで購入できます。  
※販売総数 15,000冊。

### ■登録店募集期間

- 令和2年6月18日(木)～令和2年9月30日(水)

### ■登録店の応募要件

- 事業所の主たる事業が飲食業であり、次の要件のいずれにも該当する事業者
- ①食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている事業者

②飲食店としての営業実態がある事業者

③感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者

※登録店募集要項に違反した場合は、登録店の取消しを行う場合があります。

### ■登録方法

- ①チラシ裏面、または小樽商工会議所ホームページにある申請書に必要事項を記入し、食品衛生法による営業許可証のコピーを添付の上、事務局までFAXもしくは郵送してください。
- ②登録完了後、事務局より登録店募集要項、ステッカー、換金申込書等の書類をお送りいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会は行いません。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

## 申込方法

「小樽市飲食店応援クーポン登録申請書兼誓約書」を小樽市飲食店応援クーポン登録店募集事務局にFAXもしくは郵送してください。

※複数店舗がある場合でも、個店ごとに申請してください。  
※営業許可証のコピーを添付してください。

募集要項など詳しくはHPをご覧ください。

小樽市飲食店応援クーポン

検索

## お問合せ先 (土・日・祝日を除く、平日9時～17時)

小樽市飲食店応援クーポン登録店募集事務局(小樽商工会議所内)  
〒047-8520 小樽市稲穂2丁目22番1号  
TEL.0134-22-1177 FAX.0134-29-0630  
URL <http://www.otarucci.jp>

小樽市産業港湾部 商業労政課  
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号  
TEL.0134-32-4111(内線262、265、277)



## 小樽市飲食店応援クーポン登録申請書兼誓約書

## ■登録事業所

申請者名 法人の場合は、 会社名と代表者名	フリガナ		
住所 (所在地)	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		Eメールアドレス	

店舗名 (一覧表に掲載する店名)	フリガナ	換金で使用する口座名義(漢字等)をご記入ください。	
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
店舗担当者名		営業時間	
定休日			
ホームページURL	https://		
業種	例) ラーメン店、寿司店など		
本事業実施の際 追加サービス	例) クーポン利用の際に大盛無料、会計時5%引きなど(サービス可能な場合はご記入ください。あくまでも任意です。)		
食品衛生法による 営業許可番号		有効期限	

※小樽市内に複数店舗がある場合、店舗ごとに登録申請してください。

※営業許可証のコピーを添付してください。

## ■誓約書

- サービスの提供なくクーポンの換金を行いません。
- クーポンを使用できないサービスに対して、クーポンでの支払を受け付けません。
- クーポンの再販・再流通をいたしません。
- クーポンの偽造・悪用はいたしません。
- クーポンを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- クーポンの使用期間中(令和2年7月5日~令和2年9月30日)は登録店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- クーポンの取扱い等については、募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- クーポンの使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決にあたります。
- クーポンの取扱いに関して小樽市からの改善要請等があった場合は、それに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、使用可能店舗一覧等に掲載)について同意します。
- 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する「性風俗関連特殊営業を行う者」、「設備を設けて客に射幸心のおそれのある営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」又は、「小樽市の暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する「暴力団員又は暴力団関係事業者」ではありません。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制づくりに取り組みます。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、登録店の登録を申請します。

令和 年 月 日

(会社名)  
申請者名  
(代表者名)

印